

## 第4章 複合災害対策

- 1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営
- 2 節 複合災害時における応急対策



## 1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

### 1 方針

複合災害時には、災対法に基づく災害対策本部又は市の対応方針に基づく警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

### 2 災害対策本部等の設置基準

第3章3節2に準じる

### 3 警戒態勢の設置

#### (1) 警戒態勢基準

市長は、警戒準備態勢の設置基準に該当したときは、直ちに警戒体制に移る。

#### (2) 組織、所管事務、警戒態勢の解除

第3章3節4に準じる。

### 4 警戒本部の設置

#### (1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、直ちに警戒本部を設置し、災害対策本部の設置に備える。

#### (2) 警戒本部の設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

### **(3) 組織、所管事務、本部会議及び警戒本部の廃止**

第3章第3節5に準じる。

## **5 災害対策本部の設置**

---

### **(1) 災害対策本部の設置基準**

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

### **(2) 災害対策本部の設置場所**

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

### **(3) 組織、所管事務、本部会議、災害対策本部の廃止及び原子力災害現地災害対策本部**

第3章第3節6に準じる。

## 2 節 複合災害時における応急対策

### 1 方針

市は、複合災害時において原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対応等についてこの章に定めるもののほかは第3章によるものとする。

### 2 情報収集・連絡

市は、県及び防災関係機関と協力し、専用回線、衛星回線、防災行政無線、ヘリコプターテレビ伝送システム等を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

### 3 緊急時モニタリング

市は、県が実施する「複合災害時における緊急時モニタリング」に協力する。

[県の対応]

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの被災状況の確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意することとされている。

- ・モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング車や可搬型モニタリングポスト等の代替測定により対応する。

また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。

- ・道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、国の緊急時モニタリング実施計画の策定に協力する。
- ・モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、国及び原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づき要請を行うなど、緊急時のモニタリング設備や体制を確保する。

## 4 周辺住民等への情報伝達活動

---

市は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。

市は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。

市は、住民等の不安解消や混乱の防止のための問合せ窓口を増設するなど、体制を強化する。

## 5 避難・屋内退避等

---

### (1) 避難・屋内退避等の対応方針

市は、県と協力し、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、第3章4節を基本とした上で、情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。また、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

[県の対応]

- ・県は、広域避難にあたっては、市町村、防災関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難車両等について、市町村に対して示すこととされている。

### (2) 避難誘導時の配慮

市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるとき

は、避難誘導にあたり十分注意する。また、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

### **(3) 避難・屋内退避所の運営**

市は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

市は、県と協力し、防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。

市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。

[受入市町村の対応]

- ・避難者を受入れる市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置することとされている。

[県の対応]

- ・県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行うこととされている。

## **6 原子力災害医療**

---

市は、県が実施する複合災害時における原子力災害医療に協力する。

[県の対応]

- ・県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努めることとされている。
- ・県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応することとされている。
- ・県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送・服用計画を作成することとされている。

## 7 緊急輸送活動

---

市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県及び指定地方行政機関等と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。

市は、県と協力し、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

[県の対応]

- ・ 県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等を含めた搬送手段の調整を行う。また、状況の進展に備えて、臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機される等の対応を行うこととされている。

## 8 救助・救急及び消火活動

---

市、消防本部及び県は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射線物質の状況について、情報提供する。